

海老名市国民保護計画

平成30年11月

海 老 名 市

目 次

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 第1編 総論..... | - 1 - |
| 第1章 市の責務、計画の構成等..... | - 1 - |
| 1 市の責務..... | - 1 - |
| 2 市国民保護計画の作成..... | - 1 - |
| 3 市国民保護計画の目的等..... | - 1 - |
| 4 市国民保護計画の構成..... | - 2 - |
| 5 市国民保護計画の見直し、変更手続..... | - 2 - |
| 第2章 国民保護措置に関する基本方針..... | - 3 - |
| 1 基本的人権の尊重..... | - 3 - |
| 2 国民の権利利益の迅速な救済..... | - 3 - |
| 3 国民に対する情報提供..... | - 3 - |
| 4 関係機関相互の連携協力の確保..... | - 3 - |
| 5 国民の協力..... | - 3 - |
| 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重..... | - 3 - |
| 7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施..... | - 4 - |
| 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保..... | - 4 - |
| 9 地域特性への配慮..... | - 4 - |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等..... | - 5 - |
| 第4章 市の地理的、社会的特徴..... | - 11 - |
| 1 位置及び地勢..... | - 11 - |
| 2 気象..... | - 11 - |
| 3 地質..... | - 11 - |
| 4 人口..... | - 11 - |
| 5 交通..... | - 13 - |
| 6 都市構造..... | - 14 - |
| 7 在日米軍施設・自衛隊施設..... | - 15 - |
| 第5章 市国民保護計画が対象とする事態..... | - 16 - |
| 1 武力攻撃事態..... | - 16 - |
| 2 緊急処理事態..... | - 16 - |
| 第2編 平素からの備えや予防..... | - 18 - |
| 第1章 組織・体制の整備等..... | - 18 - |
| 1 市における組織・体制の整備..... | - 18 - |
| 2 関係機関との連携体制の整備..... | - 22 - |
| 3 通信の確保..... | - 24 - |
| 4 情報収集・提供等の体制整備..... | - 25 - |
| 5 国民の権利利益の救済に係る体制整備..... | - 29 - |

| | |
|----------------------------------------|--------|
| 6 研修及び訓練..... | - 30 - |
| 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え..... | - 32 - |
| 1 避難に関する基本的事項..... | - 32 - |
| 2 避難実施要領のパターンの作成..... | - 33 - |
| 3 救援に関する基本的事項..... | - 33 - |
| 4 運送の確保に関する体制の整備..... | - 33 - |
| 5 避難施設の指定..... | - 33 - |
| 6 生活関連等施設の把握等..... | - 33 - |
| 第3章 物資及び資機材の備蓄、整備..... | - 35 - |
| 1 市における備蓄..... | - 35 - |
| 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等..... | - 35 - |
| 第4章 啓発..... | - 37 - |
| 1 国民保護措置に関する啓発..... | - 37 - |
| 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発..... | - 37 - |
| 第3編 武力攻撃事態等への対処..... | - 38 - |
| 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置..... | - 38 - |
| 1 事態認定前における海老名市緊急事態連絡室の設置及び初動措置..... | - 38 - |
| 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応..... | - 39 - |
| 第2章 市対策本部の設置等..... | - 40 - |
| 1 市対策本部の設置..... | - 40 - |
| 2 通信の確保..... | - 43 - |
| 第3章 関係機関相互の連携..... | - 44 - |
| 1 国及び県の対策本部との連携..... | - 44 - |
| 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等..... | - 44 - |
| 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等..... | - 44 - |
| 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託..... | - 45 - |
| 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請..... | - 45 - |
| 6 市の行う応援等..... | - 46 - |
| 7 ボランティア団体等に対する支援等..... | - 46 - |
| 8 住民への協力要請..... | - 47 - |
| 第4章 警報及び避難の指示等..... | - 48 - |
| 1 警報の伝達等..... | - 48 - |
| 2 避難住民の誘導等..... | - 50 - |
| 第5章 救援..... | - 56 - |
| 1 救援の実施..... | - 56 - |
| 2 関係機関との連携..... | - 56 - |
| 3 救援の内容..... | - 56 - |
| 4 救援の際の物資の売渡し要請等..... | - 59 - |
| 第6章 安否情報の収集及び提供..... | - 61 - |

| | | |
|------|---------------------------------|--------|
| 1 | 安否情報の収集..... | - 61 - |
| 2 | 県に対する報告..... | - 62 - |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答..... | - 62 - |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力..... | - 63 - |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処..... | - 64 - |
| 1 | 武力攻撃災害への対処..... | - 64 - |
| 2 | 応急措置等..... | - 65 - |
| 3 | 生活関連等施設における災害への対処等..... | - 69 - |
| 4 | 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等..... | - 71 - |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告..... | - 74 - |
| | 被災情報の収集及び報告..... | - 74 - |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置..... | - 75 - |
| 1 | 保健衛生の確保..... | - 75 - |
| 2 | 廃棄物の処理..... | - 75 - |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置..... | - 77 - |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定..... | - 77 - |
| 2 | 避難住民等の生活安定等..... | - 77 - |
| 3 | 生活基盤等の確保..... | - 77 - |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理..... | - 78 - |
| 1 | 特殊標章等の意義について..... | - 78 - |
| 2 | 特殊標章等の交付及び管理..... | - 79 - |
| 3 | 特殊標章等に係る普及啓発..... | - 79 - |
| 第4編 | 復旧等..... | - 80 - |
| 第1章 | 応急の復旧..... | - 80 - |
| 1 | 基本的考え方..... | - 80 - |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧..... | - 80 - |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧..... | - 81 - |
| | 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施..... | - 81 - |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等..... | - 82 - |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求..... | - 82 - |
| 2 | 損失補償及び損害補償..... | - 82 - |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん..... | - 82 - |
| 第5編 | 緊急処理事態への対処..... | - 83 - |
| 1 | 緊急処理事態..... | - 83 - |
| 2 | 緊急処理事態における警報の通知及び伝達..... | - 83 - |

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおりとする。

1 法令名等

| 用 語 等 | 説 明 等 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民保護法 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） |
| 国民保護法施行令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号） |
| 安否情報省令 | 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号） |
| 第一追加議定書 | 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（平成16年条約第12号） |
| 救援の程度及び基準 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号） |
| 火災・災害等即報要領 | 昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知 |
| 国際人道法 | 「人間の尊厳を保護することを目的とする国際法」のことで、一般的に「ジュネーヴ諸条約」を指す。 |
| 災害対策基本法 | 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に対し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律 |

2 機関名等

| 用 語 | 説 明 等 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の対策本部 | 武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議をかけた、臨時に内閣に設置するもの |
| 国の対策本部長 | 武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣） |
| 指定行政機関 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 |

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省 |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの |
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの |
| 県 | 神奈川県知事及びその他の執行機関 |
| 県緊急対処事態対策本部 | 神奈川県緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに知事が設置するもの |
| 県対策本部 | 神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに知事が設置するもの |
| 県対策本部長 | 神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事） |
| 市 | 海老名市長及びその他の執行機関 |
| 市緊急対処事態対策本部 | 海老名市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに市長が設置するもの |
| 市対策本部 | 海老名市国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに市長が設置するもの |
| 市対策本部長 | 海老名市国民保護対策本部長（海老名市長） |

3 その他

| 用語等 | 説明等 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安否情報 | 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報 |
| NBC | Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学)の総称 |
| 危険物質等 | 引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの |
| 基本指針 | <p>国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）</p> <p>国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの</p> |
| 緊急通行車両 | <p>①道路交通法第39条第1項の緊急自動車</p> <p>②住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するための運転中の車両</p> |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの |
| 緊急対処保護措置 | <p>緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は地方公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）</p> <p>【緊急対処事態対処方針】</p> <p>緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針</p> |

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急通報 | <p>武力攻撃災害緊急通報</p> <p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの</p> |
| 緊急物資 | <p>避難住民等の救援に必要な物資及び資機材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資機材</p> |
| 県国民保護計画 | <p>国民保護法第34条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画</p> |
| 国民保護措置 | <p>国民の保護のための措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p>【対処基本方針】</p> <p>武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針</p> |
| 市国民保護計画 | <p>国民保護法第35条に基づき市が作成する国民の保護に関する計画</p> |
| 指定地方公共機関国民保護業務計画 | <p>国民保護法第36条に基づき指定公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画</p> |
| 生活関連等施設 | <p>①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）</p> <p>②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として国民保護法施行令第27条に規定する施設</p> |
| ダーティボム | <p>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾</p> |
| 市地域防災計画 | <p>海老名市地域防災計画</p> <p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、特殊災害対策等について定めた計画</p> |

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者 |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 |
| 武力攻撃事態 | <p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【政府見解】</p> <p>「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの</p> |
| 武力攻撃事態等 | <p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】（政府見解）</p> <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの</p> |
| 防災 | <p>国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為</p> <p>災害対策基本法等に基づく対策等</p> |

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、住民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、住民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、市は、次のとおりその責務を明らかにし、市国民保護計画を作成する。

1 市の責務

市は、国があらかじめ定める基本指針に基づき、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 市国民保護計画の作成

市長は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する警報、避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにし、かつ市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関して市長が必要と認める事項

(3) 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

(4) 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

4 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時情報を更新する。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、その同意を得た後、速やかに市議会に報告し、公表する。ただし、国民保護法施行令第5条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

国民保護に関する計画等の軽微な変更とは

【国民保護法施行令第5条】

- 1 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 2 指定行政機関等、関係機関の名称又は所在地の変更に伴う変更
- 3 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に実施する。この場合において、市は、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県及び近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう企業等との連携体制の確保に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

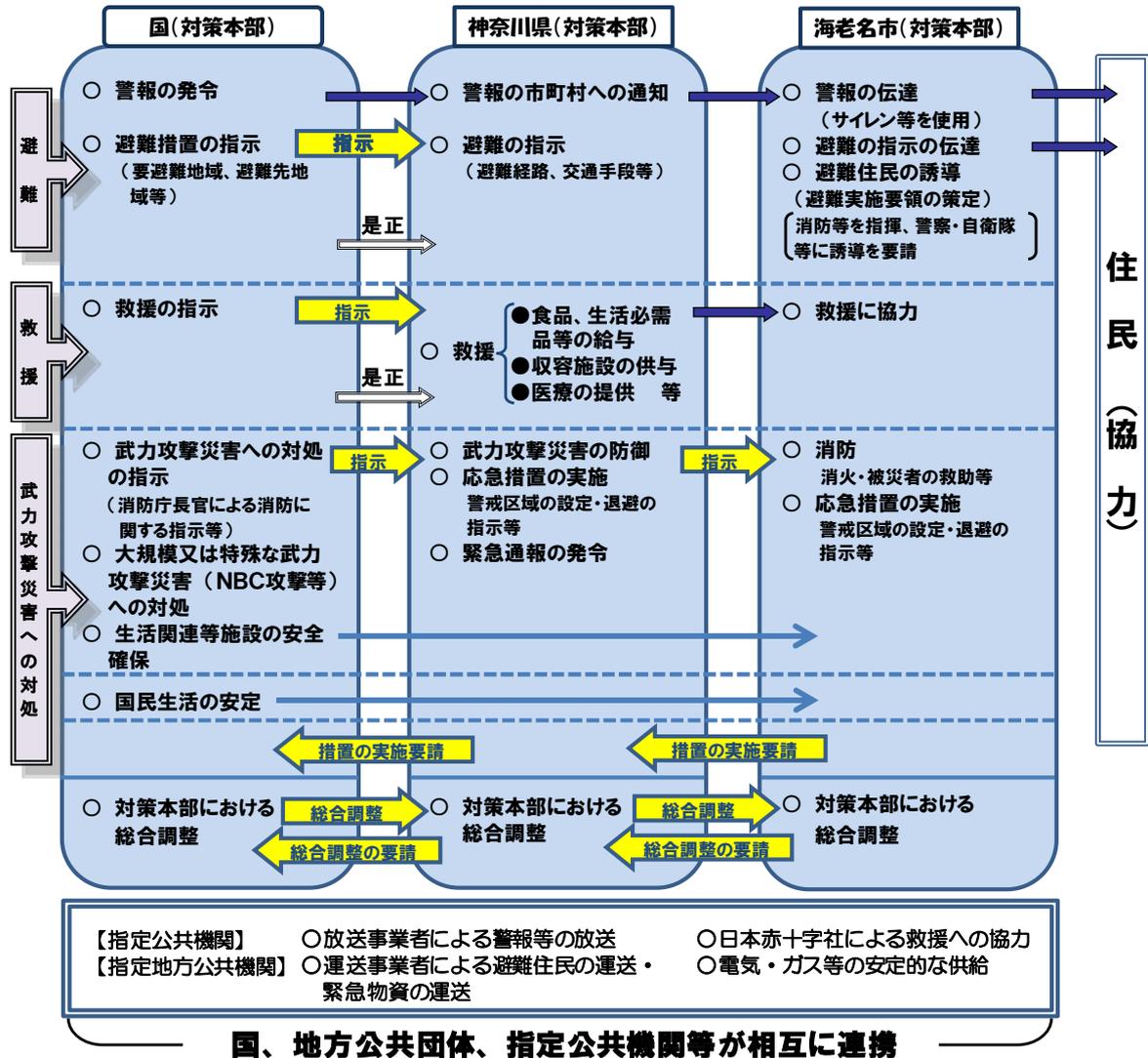
9 地域特性への配慮

海老名市は、東日本旅客鉄道相模線、小田急電鉄小田原線、相模鉄道本線の3線を擁する海老名駅やその周辺には大型商業施設の存在等地域特性があるため、市は国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市、県、指定地方行政機関及び自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み】



| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 海老名市 | ①市国民保護計画の作成 |
| | ②市国民保護協議会の設置、運営 |
| | ③市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 |
| | ④組織の整備、訓練 |
| | ⑤警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 |
| | ⑥救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 |
| | ⑦退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
| | ⑧水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 |
| | ⑨武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |
| 神奈川県 | ①県国民保護計画の作成 |
| | ②県国民保護協議会の設置、運営 |
| | ③県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 |
| | ④組織の整備、訓練 |
| | ⑤警報の通知 |
| | ⑥住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 |
| | ⑦救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 |
| | ⑧武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
| | ⑨水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 |
| | ⑩交通規制の実施 |
| | ⑪武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

| 機関の名称 | | 事務又は業務の大綱 |
|--------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 指 定 地 方 行 政 機 関 | 関東管区警察局 | ①管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 |
| | | ②他管区警察局との連携 |
| | | ③管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 |
| | | ④警察通信の確保及び統制 |
| | 関東経済産業局 | ①救援物資の円滑な供給の確保 |
| | | ②商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 |
| | | ③被災中小企業の振興 |
| | 関東総合通信局 | ①電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 |
| | | ②電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること |
| | | ③非常事態における重要通信の確保 |
| | | ④非常通信協議会の指導育成 |
| | 関東運輸局 (神奈川運輸支局) | ①運送事業者との連絡調整 |
| | | ②運送施設及び車両の安全確保 |
| | 関東地方環境事務所 | ①有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 |
| | | ②廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |
| | 関東財務局 (横浜財務事務所) | ①財政融資資金の貸付 |
| | | ②金融機関等に関する措置 |
| | | ③国有財産の無償貸付 |
| | | ④財政上の措置 |
| | 横浜税関 | 輸入物資の通関手続き |
| 関東信越厚生局 | 救援等に係る情報の収集及び提供 | |
| 神奈川労働局 | ①工場棟事業場における労働災害防止の指導・援助 | |
| | ②建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 | |
| | ③復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 | |
| | ④被災者の雇用対策 | |
| 関東農政局 | ①武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務 | |
| | ②農業関連施設の応急復旧 | |
| 関東地方整備局 (横浜国道事務所・相模川水系広域ダム管理事務所) | 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 | |

| 機関の名称 | | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------|
| 指定 地方 行政 機関 | 関東森林管理局 (東京神奈川森林管理署) | 武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給 |
| | 関東東北産業保安 監督部 | ①危険物等の保全 |
| | | ②鉱山における災害時の応急対策 |
| | 東京航空局 (東京航空事務所) | ①飛行場使用に関する連絡調整 |
| | | ②航空機の航行の安全確保 |
| | 東京航空交通管制部 | 航空機の安全確保に係る管制上の措置 |
| | 東京管区气象台 (横浜地方气象台) | 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 南関東防衛局 (横須賀防衛事務所、 座間防衛事務所) | ①所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 | |
| | ②米軍施設内通行等に関する連絡調整 | |
| 自衛隊 | 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等 | |
| 指定 公 共 機 関 | 日本赤十字社 | ①医療救護 |
| | | ②外国人の安否調査 |
| | | ③救援物資の備蓄及び配分 |
| | | ④武力攻撃災害時の血液製剤の供給 |
| | | ⑤その他の救援 |
| | (独)国立病院機構 | 医療助産等救護活動の実施 |
| | 中日本高速道路 (株) | ①道路の適切な管理 |
| | | ②道路の応急復旧 |
| | 東京電力パワーグリッド(株) | ①施設の整備及び点検 |
| | | ②被災地に対する電力供給の確保 |
| ③被災施設の応急復旧 | | |
| 東京瓦斯(株) | ①施設の整備及び点検 | |
| | ②被災地に対する燃料供給の確保 | |
| | ③被災施設の応急復旧 | |
| 神奈川中央交通 (株) | 避難住民の運送の確保 | |
| 鉄道事業者 (東日本旅客鉄道 (株)、小田急電鉄 (株)、相模鉄道(株)) | ①避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 | |
| | ②鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 | |

| 機関の名称 | | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 指 定 公 共 機 関 | トラック事業者 (佐川急便(株)、西濃運 輸(株)、日本通運(株)、福 山通運(株)、ヤマト運輸 株) | 緊急物資の運送の確保 |
| | 電気通信事業者 (東日本電信電話 株)、エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケーション ズ(株)、KDDI 株)、ソフトバンク テレコム(株)、(株) NTTドコモ、ソフト バンクモバイル(株)) | ①避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 における協力 |
| | | ②通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優 先的取扱い |
| 放送事業者 (日本放送協会、(株) テレビ朝日、(株)テ レビ東京、(株)TB Sテレビ、(株)フジ テレビジョン、日本テ レビ放送網(株)、(株) ティ・ビー・エス・ラ ジオ・アンド・コミュ ニケーションズ、(株) 日経ラジオ社、(株) ニッポン放送、(株) 文化放送) | 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解 除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 | |
| 日本銀行 | ①銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ②銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑 の確保を通じた信用秩序の維持 | |
| 日本郵便(株) | 郵便の送達の確保 | |

| 機関の名称 | | 事務又は業務の大綱 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 指 定 地 | (一社) 神奈川県医師会 | ①医療助産等救護活動の実施 |
| | (一社) 神奈川県歯科医師会 (公社) 神奈川県薬剤師会 (公社) 神奈川県看護協会、 (独) 神奈川県立病院機構 | ②救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 |
| 方 公 | (公社) 神奈川県栄養士会 | |
| | 神奈川県道路公社 | ①道路の適切な管理 ②道路の応急復旧 |
| 共 機 | ガス事業者 (公社) 神奈川県LPガス協会) | ①施設の整備及び点検 ②被災地に対する燃料供給の確保 ③被災施設の応急復旧 |
| | (一社) 神奈川県バス協会 | 避難住民の運送の確保 |
| 関 | (一社) 神奈川県トラック協会 | 緊急物資の運送の確保 |
| | 放送事業者 (株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株) | 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 |

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等は、次のとおりである。

1 位置及び地勢

海老名市は、北緯35度28分38秒から23分59秒まで、東経139度26分11秒から22分9秒、相模川河口から9.5キロメートルから17.5キロメートル付近に位置し、海拔11メートルから84メートルまでにあり、神奈川県ほぼ中央部に位置する。東は綾瀬市及び大和市、西は相模川を隔てて厚木市、南は寒川町及び藤沢市、北は座間市の6市町に接しており、東京都区部や京浜地区とは、交通機関により1時間以内で結ばれ、内陸交通の要衝の地でもある。

面積は、26.59平方キロメートルで、東西6,150メートル、南北8,700メートルの長方形をなし、東部丘陵地帯と西部の水田地帯を通称「相模横山九里」が隔てている地勢になっている。

2 気象

海老名市における昭和56年から平成22年までの年間平均気温は、15.3度で比較的温暖である。冬季1月の平均気温が4.6度で最も寒い月となっており、夏季8月の平均気温が26.5度と最も暑い月になっている。同期間の年間平均降水量は平均で1,730ミリメートルとなっており、時期的には9月及び10月の降水量が多くなっている。平均風速は5月から8月は南風で2.3メートルとなっており、その他の期間は北風で2.1メートルとなっている。

気候的特色は、相模川の東側で盆地気候を有しており、冬の朝の冷え込みは厳しく、夏の最高気温が高くなる傾向にある。また、年間降水量は、県内では西部内陸山地に行くほど雨量が多くなり、県央に位置する市の年間降水量は箱根のほぼ半分となっている。

3 地質

海老名市域の地質は、西部と東部とに区分され、東部丘陵地帯と西部水田地帯では地質構成に差がある。

西部は相模川の活動により作られた沖積低地であり、極めて厚い軟弱地質を形成する頂部泥層及び上部砂層から交互に三層の砂層及び泥層が重なり、およそ10メートルで第一の岩盤層、その後40メートル程度で基底に達する。

東部は、表面が関東ローム層に覆われ、およそ20メートル程度でその下部の砂礫（れき）層の基底部に達する。この砂礫層の下には、第3紀層が不整合に存在し、さらにその下部は小仏層（中世層）になっている。

4 人口

近年、駅周辺開発や宅地開発が進み、人口・世帯については緩やかな増加傾向をたどっているが、1世帯当たりの人口は年々減少しており、世帯の小規模化が進行している。平成30年4月1日現在の海老名市の人口は、131,950人であり、微増傾向の状況にある。

平成27年国勢調査の結果によれば、常住人口が130,190人であるのに対し、昼間人口は123,289人であり、昼夜間人口比率は94.7%である。また、他の市区町村を従業地・通学地として市から流出している人口は41,106人、市を従業地・通学地として、他の市区町村から流入している人口は34,205人となっている。なお、人口の多い地区は丘陵部及び鉄道沿いの地域となっている。

海老名市大字別人口と世帯数

平成30年4月1日現在

| 地 区 | 世帯数 | 人 口 | | | 一世帯 当たり の人員 | 地 区 | 世帯数 | 人 口 | | | 一世帯 当たり の人員 |
|----------|--------|---------|--------|--------|-------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| | | 計 | 男 | 女 | | | | 計 | 男 | 女 | |
| 市 計 | 55,658 | 131,950 | 66,437 | 65,513 | 2.37 | 中野一丁目 | 686 | 1,726 | 888 | 838 | 2.52 |
| 大谷 | 4 | 11 | 6 | 5 | 2.75 | 中野二丁目 | 413 | 1,028 | 525 | 503 | 2.49 |
| 国分寺台1丁目 | 630 | 1,549 | 730 | 819 | 2.46 | 中野三丁目 | 128 | 288 | 151 | 137 | 2.25 |
| 国分寺台2丁目 | 470 | 1,089 | 507 | 582 | 2.32 | 社家 | 1,686 | 4,069 | 2,072 | 1,997 | 2.41 |
| 国分寺台3丁目 | 400 | 993 | 490 | 503 | 2.48 | 今里一丁目 | 257 | 693 | 340 | 353 | 2.70 |
| 国分寺台4丁目 | 374 | 874 | 416 | 458 | 2.34 | 今里二丁目 | 348 | 919 | 462 | 457 | 2.64 |
| 国分寺台5丁目 | 474 | 1,102 | 535 | 567 | 2.32 | 今里三丁目 | 492 | 1,348 | 696 | 652 | 2.74 |
| 中新田 | 25 | 68 | 34 | 34 | 2.72 | 上河内 | 124 | 302 | 140 | 162 | 2.44 |
| 中新田一丁目 | 763 | 1,791 | 907 | 884 | 2.35 | 本郷 | 839 | 2,205 | 1,106 | 1,099 | 2.63 |
| 中新田二丁目 | 1,148 | 2,369 | 1,215 | 1,154 | 2.06 | 門沢橋一丁目 | 63 | 196 | 97 | 99 | 3.11 |
| 中新田三丁目 | 1,296 | 2,872 | 1,490 | 1,382 | 2.22 | 門沢橋二丁目 | 671 | 1,607 | 812 | 795 | 2.39 |
| 中新田四丁目 | 1,014 | 1,747 | 1,014 | 733 | 1.72 | 門沢橋三丁目 | 444 | 1,109 | 580 | 529 | 2.50 |
| 中新田五丁目 | 134 | 388 | 190 | 198 | 2.90 | 門沢橋四丁目 | 523 | 1,218 | 635 | 583 | 2.33 |
| さつき町 | 900 | 1,835 | 862 | 973 | 2.04 | 門沢橋五丁目 | 327 | 841 | 432 | 409 | 2.57 |
| 河原口 | 51 | 304 | 107 | 197 | 5.96 | 門沢橋六丁目 | 206 | 481 | 256 | 225 | 2.33 |
| 河原口一丁目 | 434 | 812 | 417 | 395 | 1.87 | 浜田町 | 487 | 1,216 | 587 | 629 | 2.50 |
| 河原口二丁目 | 708 | 1,654 | 848 | 806 | 2.34 | 中央一丁目 | 844 | 1,674 | 816 | 858 | 1.98 |
| 河原口三丁目 | 526 | 1,297 | 652 | 645 | 2.47 | 中央二丁目 | 537 | 960 | 504 | 456 | 1.79 |
| 河原口四丁目 | 731 | 1,900 | 912 | 988 | 2.60 | 中央三丁目 | 1,712 | 3,746 | 1,918 | 1,828 | 2.19 |
| 河原口五丁目 | 559 | 1,700 | 829 | 871 | 3.04 | 国分南一丁目 | 728 | 1,386 | 733 | 653 | 1.90 |
| 上郷 | 21 | 56 | 29 | 27 | 2.67 | 国分南二丁目 | 1,494 | 3,804 | 1,871 | 1,933 | 2.55 |
| 上郷一丁目 | 708 | 1,658 | 813 | 845 | 2.34 | 国分南三丁目 | 925 | 2,131 | 1,103 | 1,028 | 2.30 |
| 上郷二丁目 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 国分南四丁目 | 581 | 1,643 | 812 | 831 | 2.83 |
| 上郷三丁目 | 464 | 1,148 | 585 | 563 | 2.47 | 国分北一丁目 | 1,688 | 3,639 | 1,872 | 1,767 | 2.16 |
| 上郷四丁目 | 9 | 28 | 15 | 13 | 3.11 | 国分北二丁目 | 927 | 2,074 | 1,081 | 993 | 2.24 |
| 下今泉 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 国分北三丁目 | 740 | 1,932 | 939 | 993 | 2.61 |
| 下今泉一丁目 | 686 | 1,767 | 921 | 846 | 2.58 | 国分北四丁目 | 178 | 462 | 229 | 233 | 2.60 |
| 下今泉二丁目 | 313 | 654 | 322 | 332 | 2.09 | 大谷南一丁目 | 12 | 41 | 18 | 23 | 3.42 |
| 下今泉三丁目 | 91 | 225 | 119 | 106 | 2.47 | 大谷南二丁目 | 263 | 688 | 330 | 358 | 2.62 |
| 下今泉四丁目 | 147 | 357 | 178 | 179 | 2.43 | 大谷南三丁目 | 506 | 1,360 | 657 | 703 | 2.69 |
| 下今泉五丁目 | 143 | 340 | 182 | 158 | 2.38 | 大谷南四丁目 | 476 | 1,248 | 648 | 600 | 2.62 |
| 上今泉 | 2 | 6 | 2 | 4 | 3.00 | 大谷南五丁目 | 29 | 76 | 38 | 38 | 2.62 |
| 上今泉一丁目 | 779 | 1,976 | 1,011 | 965 | 2.54 | 大谷北一丁目 | 474 | 1,056 | 519 | 537 | 2.23 |
| 上今泉二丁目 | 1,114 | 2,629 | 1,367 | 1,262 | 2.36 | 大谷北二丁目 | 616 | 1,497 | 795 | 702 | 2.43 |
| 上今泉三丁目 | 524 | 1,095 | 578 | 517 | 2.09 | 大谷北三丁目 | 754 | 1,945 | 980 | 965 | 2.58 |
| 上今泉四丁目 | 885 | 2,464 | 1,219 | 1,245 | 2.78 | 大谷北四丁目 | 573 | 1,493 | 713 | 780 | 2.61 |
| 上今泉五丁目 | 990 | 2,505 | 1,254 | 1,251 | 2.53 | 杉久保南一丁目 | 568 | 1,312 | 668 | 644 | 2.31 |
| 上今泉六丁目 | 875 | 2,072 | 1,045 | 1,027 | 2.37 | 杉久保南二丁目 | 305 | 816 | 407 | 409 | 2.68 |
| 柏ヶ谷 | 3,212 | 7,880 | 3,936 | 3,944 | 2.45 | 杉久保南三丁目 | 395 | 1,185 | 589 | 596 | 3.00 |
| 東柏ヶ谷一丁目 | 976 | 2,080 | 1,094 | 986 | 2.13 | 杉久保南四丁目 | 206 | 528 | 242 | 286 | 2.56 |
| 東柏ヶ谷二丁目 | 1,537 | 2,977 | 1,512 | 1,465 | 1.94 | 杉久保南五丁目 | 105 | 289 | 154 | 135 | 2.75 |
| 東柏ヶ谷三丁目 | 601 | 1,252 | 616 | 636 | 2.08 | 杉久保北一丁目 | 61 | 176 | 89 | 87 | 2.89 |
| 東柏ヶ谷四丁目 | 1,258 | 2,987 | 1,493 | 1,494 | 2.37 | 杉久保北二丁目 | 471 | 1,049 | 562 | 487 | 2.23 |
| 東柏ヶ谷五丁目 | 1,148 | 2,601 | 1,295 | 1,306 | 2.27 | 杉久保北三丁目 | 101 | 317 | 151 | 166 | 3.14 |
| 東柏ヶ谷六丁目 | 1,146 | 2,621 | 1,286 | 1,335 | 2.29 | 杉久保北四丁目 | 988 | 2,300 | 1,100 | 1,200 | 2.33 |
| 望地一丁目 | 168 | 364 | 162 | 202 | 2.17 | 杉久保北五丁目 | 503 | 1,411 | 714 | 697 | 2.81 |
| 望地二丁目 | 421 | 1,106 | 565 | 541 | 2.63 | 扇町 | 324 | 669 | 322 | 347 | 2.06 |
| 勝瀬(住居表示) | 244 | 580 | 302 | 278 | 2.38 | 泉一丁目 | 170 | 394 | 191 | 203 | 2.32 |
| 勝瀬 | 12 | 26 | 10 | 16 | 2.17 | 泉二丁目 | 394 | 897 | 475 | 422 | 2.28 |
| 中河内 | 201 | 697 | 346 | 351 | 3.47 | めぐみ町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 |

5 交通

(1) 道路

海老名市の道路網については、国道2路線9,480メートル、県道9路線延長34,063メートル、市道2,304路線延長454,727メートル（平成29年4月1日現在）をもって構成されており、このほか東名高速道路が市内を横断している。

主要な道路としては、東名高速道路及び国道246号の2本の大動脈が市域を東西に横断しており、南北には、平成27年3月にさがみ縦貫道路が全線開通し、市内から海老名インターチェンジを通じて、東名高速道路や中央自動車道へのアクセスが容易となった。そのほか、これらを補完する広域幹線道路が南北・東西方向に整備されている。

(2) 鉄道

海老名市の鉄道は、北部から西部にかけて東日本旅客鉄道相模線及び小田急電鉄小田原線、東部から西部にかけては相模鉄道本線と3線を擁し、海老名市内に9駅が所在している。市の中心部である海老名駅は、小田急電鉄小田原線で小田急電鉄新宿駅まで最短41分、相模鉄道本線で相模鉄道横浜駅までは最短26分で結ばれており、昨今では、小田急電鉄ロマンスカーの海老名駅停車や羽田空港までの直通のリムジンバスの運行が開始された。また、相模鉄道本線の東日本旅客鉄道及び東京急行電鉄への直通線の整備や相模鉄道海老名駅の駅舎改良工事も進み、ターミナル駅としての拠点整備が進んでいる。

商業・サービス業等の第三次産業は、大規模店舗の進出等により増加傾向となっている。また、産業別就業人口の総数は、平成22年国勢調査によると減少に転じているが、これは、老年者人口の増加により、生産人口が減少したためと考えられる。この産業別就業人口の割合は、第三次産業が約70パーセントと最も多く、増加傾向に推移している一方、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にある。

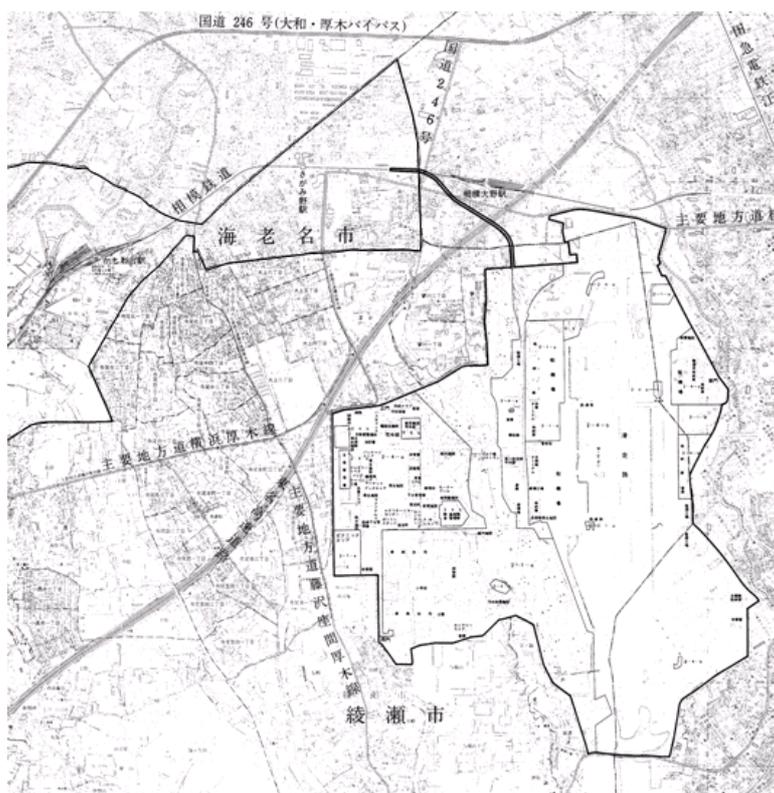
7 在日米軍施設・自衛隊施設

海老名駅の東側約5キロメートルに位置し、綾瀬市及び大和市にまたがっている厚木基地は、約507万平方メートルの広大な敷地を有し、厚木基地の管制区域となっている半径9キロメートル以内には、上記3市のほか、横浜市、藤沢市、相模原市、座間市や東京都町田市などが含まれており、各市とも過密化した市街地を形成している。

基地の歴史は、昭和13年に旧日本海軍によって建設が開始され、昭和16年には帝都防衛海軍基地として使用が開始された。その後、昭和20年8月15日に太平洋戦争が終結し、同年9月に接收されると、連合国軍を構成する米軍の管理下に置かれた。その後、朝鮮戦争の勃発などを契機に、昭和25年には米陸軍から米海軍に移管され、以来、米海軍第7艦隊の後方支援基地として今日まで使用されている。

この間の昭和46年には、基地の一部が海上自衛隊に移管され、名称を「米海軍厚木航空施設」に変更して日米共同管理体制が採られるようになった。これにより米海軍は「厚木航空施設」として、また、海上自衛隊は「厚木航空基地」として、いわゆる日米共同使用の基地として現在に至っている。

また、海老名駅の北側約4.5キロメートルの位置には米軍キャンプ座間が存在する。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画は、県国民保護計画において想定されている、次の武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻

特徴

ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

イ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) グリラや特殊部隊による攻撃

特徴

ア 突発的に被害が発生することも考えられる。

イ 被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。

ウ NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

ア 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。

イ 弾道の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合と比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。

イ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ダム破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

市は、状況に応じた体制を迅速に執るものとし、円滑な活動が実施できるような危機対処の部として「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」の6部を置くものとする。

1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制並びに職員の配置、服務基準等の整備を図る必要があることから、各部の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

(1) 海老名市の各部等における平素の業務

海老名市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部等における平素の業務】

| 部等名 | 平 素 の 業 務 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理部 | <ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会に関すること。・市国民保護対策本部に関すること。・市緊急対処事態対策本部に関すること。・避難実施要領の策定に関すること。・研修、訓練及び啓発に関すること。・避難施設の運営体制の整備に関すること。・特殊標章等の交付等に関すること。・関係機関（国、神奈川県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連絡体制の整備に関すること。・避難及び救援に関する体制の整備に関すること。・生活関連等施設の把握に関すること。・広報体制の整備に関すること。・非常通信体制の整備（衛星携帯電話の維持管理、災害時優先電話の確保）に関すること。・災害救援ボランティアの活動支援に関すること・物資及び資機材の備蓄に関すること。・自主防災組織の支援に関すること。・生活関連当施設の安全確保に関すること。・国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること。・情報収集・提供体制の整備（コンピューター等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。 |

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防部 | <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 ・住民の避難誘導に関する事。 ・特殊標章等の交付等に関する事。 ・危険物質等取扱施設等の安全確保に関する事。 ・消防団との連絡調整に関する事。 |
| 避難所管理部 | <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・学校における啓発に関する事。 ・救援物資等の受入れに関する事。 |
| 応急復旧部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事。 ・鉄道事業者等との連絡調整に関する事。 |
| 物資輸送部 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急活動に必要な車両用燃料の確保及び管理に関する事。 ・廃棄物処理に関する事。 |
| 医療介護部 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社その他社会福祉機関との連絡及び協力要請に関する事。 ・医療、医薬品等の調達体制の整備に関する事。 ・要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・救援物資の配給に関する事。 ・遺体の収容、搬送及び埋葬に関する事。 |

（２）市職員の参集基準等

ア 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

イ 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図り、速やかに市長及び市対策本部事務局職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ウ 市の体制及び職員の配備体制発令基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記とおり設置基準及び配備体制発令基準を定める。

①国民保護対策本部の設置基準及び配備体制発令基準

| | | | | | | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|-------|-------|-------|
| 危機対処体制 (設置者) | 国民保護対策本部 (市長) | | | | | |
| 設置基準 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第25条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から総務大臣を経由して国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を海老名市が受けたとき。 | | | | | |
| 配備体制 (発令者) | 国民保護対策体制 (国民保護対策本部長) | | | | | |
| 発令基準 | 設置基準により、国民保護対策本部が設置されたとき。 | | | | | |
| 危機対処の部 | 危機管理部 | 消防部 | 避難所管理部 | 応急復旧部 | 物資輸送部 | 医療介護部 |
| 配備人員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 |

②緊急対処事態対策本部の設置基準及び配備体制発令基準

| | | | | | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|-------|-------|-------|
| 危機対処体制 (設置者) | 緊急対処事態対策本部 (市長) | | | | | |
| 設置基準 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183条において準用する同法第25条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から総務大臣を経由して緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を海老名市が受けたとき。 | | | | | |
| 配備体制 (発令者) | 緊急対処事態対策体制 (緊急対処事態対策本部長) | | | | | |
| 発令基準 | 設置基準により、緊急対処事態対策本部が設置されたとき。 | | | | | |
| 危機対処の部 | 危機管理部 | 消防部 | 避難所管理部 | 応急復旧部 | 物資輸送部 | 医療介護部 |
| 配備人員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 |

③緊急事態連絡室の設置基準及び配備体制発令基準

| | | | | | | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 危機対処体制 (設置者) | 緊急事態連絡室 (市長又は市長室長) | | | | | |
| 設置基準 | <ol style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態により、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）が発報したとき。 J-A L E R T（全国瞬時警報システム）の発報の有無にかかわらず、武力攻撃事態により、神奈川県外に被害等が発生したとき。 J-A L E R T（全国瞬時警報システム）の発報の有無にかかわらず、武力攻撃事態により、神奈川県内に被害等が発生したとき。 武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態により、海老名市国民保護対策本部又は海老名市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定を受ける前の段階において、市長又は市長室長が市の区域に係る国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施する必要があると認めるとき。 | | | | | |
| 配備体制 (発令者) | 緊急事態準備体制 (緊急事態連絡室長又は危機管理部長) | | | | | |
| 発令基準 | 設置基準1、2又は4により、緊急事態連絡室が設置されたとき。 | | | | | |
| 危機対処の部 | 危機管理部 | 消防部 | 避難所管理部 | 応急復旧部 | 物資輸送部 | 医療介護部 |
| 配備人員 | 危機管理課班 | — | — | — | — | — |
| | 連絡員又は必要人員 | 連絡員又は必要人員 | 連絡員又は必要人員 | 連絡員又は必要人員 | 連絡員又は必要人員 | 連絡員又は必要人員 |
| 配備人員 | <p>※「緊急事態準備体制」が発令されたときは、危機管理部危機管理課班が参集し、情報収集に当たる。</p> <p>※各部の配備人員は、緊急事態連絡室長又は危機管理部長が武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態の状況に応じて、当該事態に従事すべき各部の「連絡員」又は「必要人員」を決定し、緊急参集を発令する。</p> <p>※配備人員は、武力攻撃災害又は緊急対処事態による災害に十分注意して緊急参集命令により参集するものとする。</p> | | | | | |
| 配備体制 (発令者) | 緊急事態連絡体制 (緊急事態連絡室長又は危機管理部長) | | | | | |
| 発令基準 | 設置基準3により、緊急事態連絡室が設置されたとき。 | | | | | |
| 危機対処の部 | 危機管理部 | 消防部 | 避難所管理部 | 応急復旧部 | 物資輸送部 | 医療介護部 |
| 配備人員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 | 全員 |
| 配備人員 | <p>※配備人員は、武力攻撃災害に十分注意して自主的に参集するものとする。</p> <p>※配備人員の参集場所は、各部の地域防災計画行動計画の地震災害対策体制に定める参集場所とする。ただし、市長又は教育長にあらかじめ避難所担当班員、学校避難所担当班員又は一時滞在所担当班員に指名されている職員については、避難所等への参集ではなく、市本庁舎に参集する。</p> | | | | | |

エ 市対策本部員等への連絡手段の確保

市対策本部員及び市対策本部事務局職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話及びメール等による連絡手段を確保する。

オ 市対策本部員等の参集が困難な場合の対応

市対策本部員及び市対策本部事務局職員が、交通の途絶、職員の被災などに

より参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

カ 職員の服務基準

市は、上記ウの①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

キ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

(ア) 交代要員の確保その他職員の配置

(イ) 食料、燃料等の備蓄

(ウ) 自家用発電設備の確保

(エ) 休憩場所の確保等

(3) 消防機関の体制

ア 消防本部における体制

消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

イ 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

ア 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

イ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

ウ 関係機関相互の意思疎通

市は、避難、救援、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置等の個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

(2) 県との連携

ア 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話番号、ファクシミリ、電子メール等）について把握するとともに、国民保護措置が円滑に実施できるよう県との必要な連携を図る。

イ 県との情報共有

警報の内容及び避難・救援を実施する場合における経路や運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

ウ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

エ 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(3) 近隣市町村との連携

ア 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要

な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

イ 消防本部の連携体制の整備

市は、消防本部の活動が円滑に行われるよう近接市町村の消防本部との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防本部相互の連携を図る。また、消防本部のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

イ 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

ウ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資機材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 自主防災組織等に対する支援

ア 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

イ 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る。

3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、神奈川県防災行政通信網、M C A無線、衛星系等の非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

ア 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市は、高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

イ 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理及び整備等を行う。

| | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設 ・ 設備 面 | ・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
| | ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 |
| 運用 面 | ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| | ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 |
| | ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 |
| | ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 |

| | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 用 面 | <ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

ウ 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう情報セキュリティに留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

ア 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、自治会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団及び自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等によるほか、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFM等との連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実に努める。さらに緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

ウ 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

エ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

オ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、その施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

カ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取組を推進する。その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の整理等のための体制整備

市は消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行えるようあらかじめ必要な体制の整備を図る。

なお、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修及び訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

イ 安否情報の収集に必要な準備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報を、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号、以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により、円滑に収集することができるよう必要な準備を行う。

ウ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 被災情報の収集及び報告に必要な準備

ア 情報収集及び連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な

体制の整備を図る。

イ 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ、外部の専門家等の協力を得るなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 研修

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。

(2) 訓練

ア 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ 訓練の形態

- (ア) 職員の参集訓練
- (イ) 市対策本部の運営訓練
- (ウ) 警報・避難指示等の情報伝達訓練
- (エ) 被災情報・安否情報の収集訓練
- (オ) 避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 訓練に当たっての留意事項

- (ア) 市は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (イ) 市は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (ウ) 市は、訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (エ) 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (オ) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

(カ) 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、また、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、マニュアルを整備するとともに、次に掲げるもののほか必要な資料を準備し、随時、更新を行う。

- ア 市の地図
- イ 人口分布
- ウ 道路網のリスト
- エ 輸送力のリスト
- オ 避難施設のリスト
- カ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- キ 生活関連等施設等のリスト
- ク 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先、協定
- ケ 自治会、自主防災組織等の連絡先等
- コ 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、市は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備を行う。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送の確保に関する体制の整備

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ住民生活に著しい支障を及ぼすもの、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるものであることから、次に掲げる生活関連等施設のうち市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて、又は自らが保有する情報に基づき状況を把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類】

| 国民保護法施行令 | 各号 | 施設の種類 |
|----------|-----|-----------------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 |
| | 2号 | ガス工作物 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 |
| | 6号 | 放送用無線設備 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 |
| | 9号 | ダム |
| 第28条 | 1号 | 危険物 |
| | 2号 | 毒物、劇物（毒物及び劇物取締法） |
| | 3号 | 火薬類 |
| | 4号 | 高压ガス |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） |
| | 6号 | 核原料物質 |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） |
| | 8号 | 毒薬、劇薬（薬事法） |
| | 9号 | 事業用電気工作物内の高压ガス |
| | 10号 | 生物剤、毒素 |
| | 11号 | 毒性物質 |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援を実施する際に必要な物資や資機材については、防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、市は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材や、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等の備蓄・調達体制の整備については、国が備蓄・調達体制の整備等を行うとされていることから、市は、国や県の状況を踏まえ対応する。

【国民保護措置のために必要な物資及び資機材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄及び整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調

査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ放送、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、武力攻撃事態等において住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約及び分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における海老名市緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 海老名市緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、海老名市緊急事態連絡室（以下「市緊急事態連絡室」という。）を設置する。

イ 市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

ウ 市緊急事態連絡室の組織等については、別に定める。

(2) 初動措置の確保

市は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助及び救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、

警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

市が市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

また、市は、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたにもかかわらず、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置する。なお、緊急事態連絡室を設置している場合には、直ちに緊急事態連絡室を廃止する。

ウ 市対策本部の組織

市対策本部の組織については、次のとおりとする。

(ア) 市対策本部長は、市対策本部の事務を総括する。

(イ) 市対策副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。

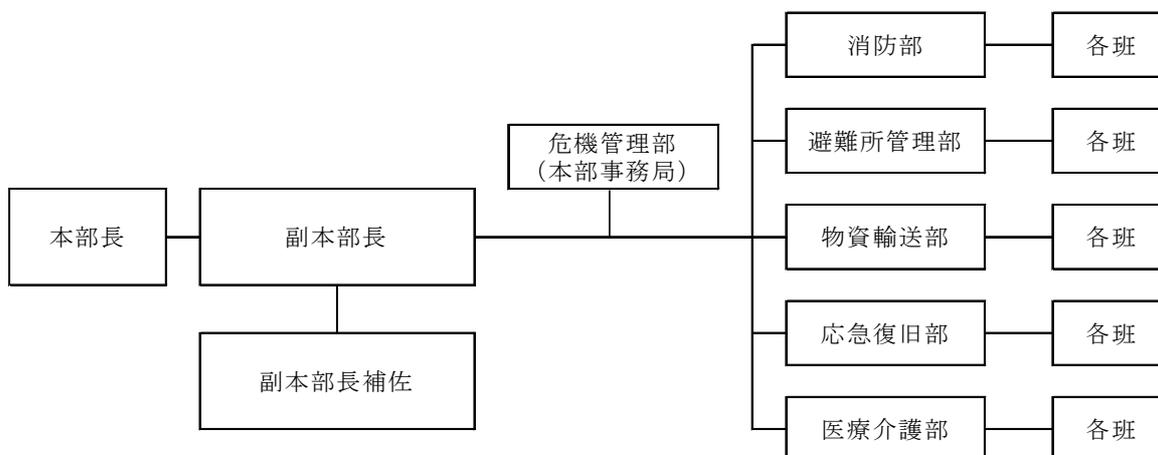
(ウ) 市対策副本部長補佐は、理事（部等の長の職を兼務する理事を除く。）をもって充てる。

(エ) 市対策本部員は、各部等の長をもって充てる。

(オ) 市対策本部に事務局を置く。市対策本部事務局長は、市長室危機管理課長をもって充てる。

エ 市対策本部の業務については、市対策本部長が別に定める。

《 市対策本部の組織図 》



オ 職員の参集

市対策本部長は、市対策本部を設置したときは、市対策本部員及びその他職員に対し、職員緊急連絡メール等の連絡網を活用し、参集するよう連絡する。市対策本部員は、あらかじめ定められた配備編成計画に基づき職員を配備する。

カ 市対策本部の開設

市は、市庁舎4階401会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

キ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家用発電設備及び休憩場所の確保等を行う。

ク 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

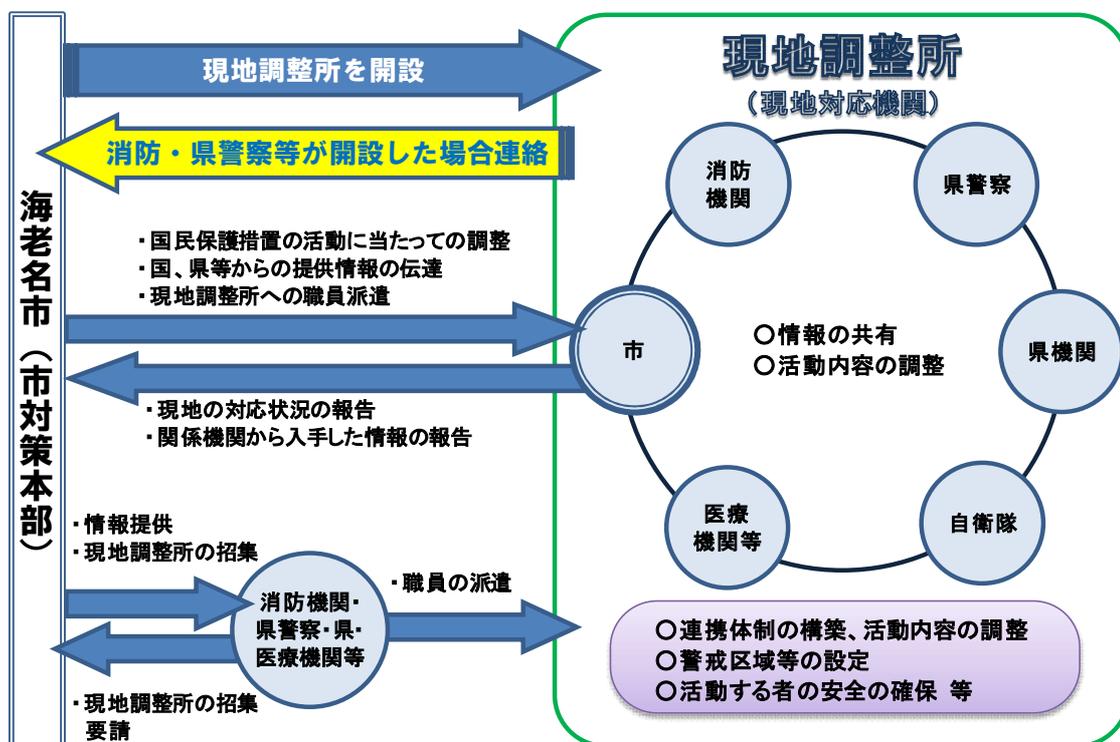
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策副本部長補佐、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置等

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機

関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



現地調整所について

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定期又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たり、当該総合調整の関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

市は、武力攻撃事態等において、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T)、衛星携帯電話、移動系防災行政無線などの移動系情報通信手段やインターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)、同報系防災行政無線などの固定系情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(2) 通信の輻輳等の対策

市は、武力攻撃事態等において、通信の輻輳等の対策のため、防災行政無線の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国及び県の対策本部との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じて国の対策本部と密接な連携を図り、各種の調整や情報共有を行う。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等により、当該本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知

事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。
また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて神奈川県協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、国民保護措置の実施のため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法

(ウ) 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行ったときは、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行ったときは、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵便（株）をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっ旋を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣のあっ旋を求める理由
- イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めを受けたときは、必要な応援を行う。この場合において、応援を求められた市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を行う際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

イ 市長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動を行おうとする者がいる場

合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、住民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制を整備する。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 警報の伝達等

ア 警報の内容の伝達

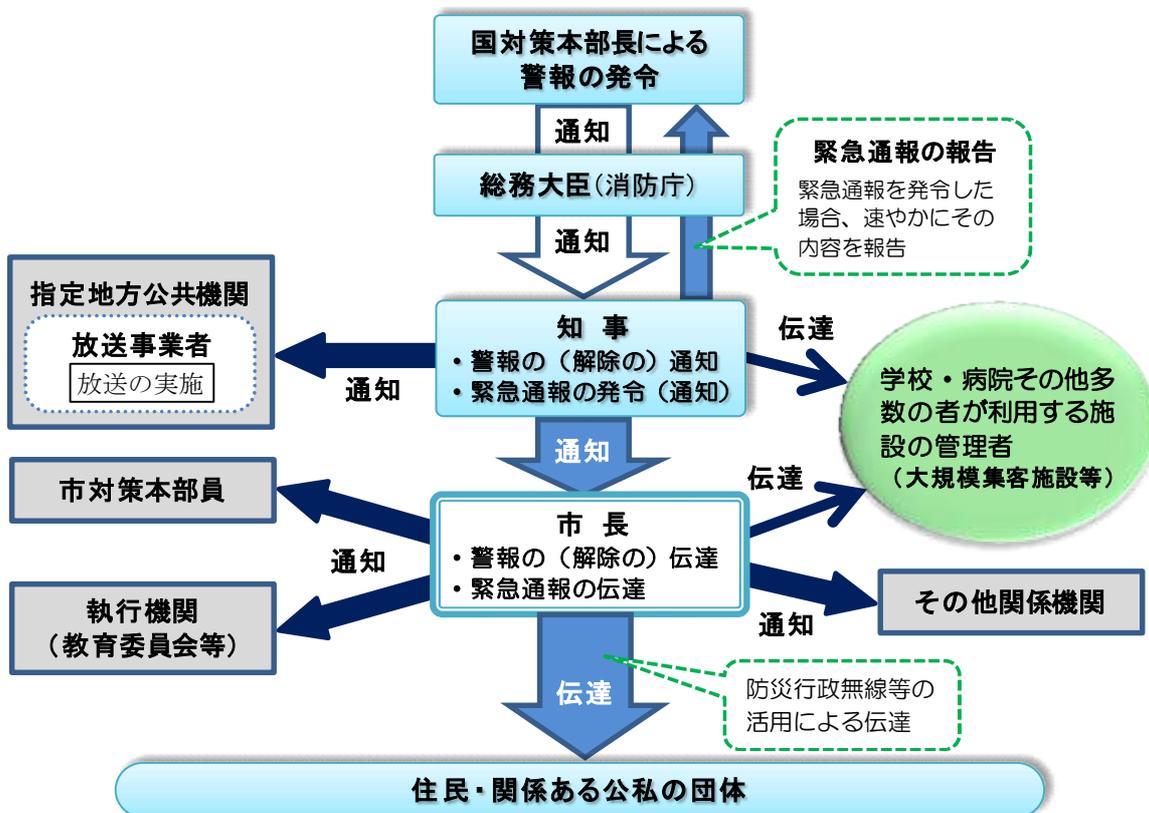
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体に警報の内容を伝達する。

イ 警報の内容の通知

(ア) 市は、市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

(イ) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の通知及び伝達の流れ】



(2) 警報伝達の方法

ア 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

(ア) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合には、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(イ) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合には、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(ウ) 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信されるので、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

イ 市長は、職員並びに消防長及び消防団員を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会は避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

ウ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

エ 市長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で住民及び関係団体に伝達する。この場合において、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(3) 緊急通報の伝達及び通知

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の場合に準じて住民に伝達し、関係機関に通知する。

(2) 避難実施要領の策定

ア 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

イ 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の（ア）から（コ）に掲げる点に考慮する。

（ア） 避難の指示の内容の確認

（イ） 事態の状況の把握

（ウ） 避難住民の概数把握

（エ） 誘導の手段の把握

（オ） 輸送手段の確保の調整

（カ） 要配慮者の避難方法の決定

（キ） 避難経路や交通規制の調整

（ク） 職員の配置

（ケ） 関係機関との調整

（コ） 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

ウ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

(3) 避難住民の誘導

ア 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置し

て、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

イ 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

ウ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模や状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

エ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政の対応についての情報を提供する。

カ 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

キ 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

ク 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

ケ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(ア) 危険動物等の逸走対策

(イ) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

コ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

サ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

シ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

ス 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

(4) 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、市長は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難誘導を行う。

イ グリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) グリラや特殊部隊による攻撃の場合、攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域においては、国の対策本部長の避難措置の指示を受けて、市長は、屋内に一時避難させる。この場合について、移動の安全が確保された後、適当な避難先への避難を誘導する。

(イ) 市長は、急襲的な攻撃で避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる。

ウ 弾道ミサイル等による攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であるため、平素から全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市長は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、近隣の堅牢な施設や建築物の地階への避難を誘導する。

(イ) 被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を誘導する。

(ウ) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の避難を誘導する。

エ NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、市長は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の誘導を行う。この場合において、避難誘導を実施する者に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講ずることや、風下を避けて避難の誘導を行うなどに留意する。

【武力攻撃事態等の類型に応じた避難及び退避の態様】

| | 類 型 | 避難及び退避の態様 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 武 力 攻 撃 事 態 | 地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃 | ・ 広域的な避難 (県内避難又は県外避難) |
| | ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 主要な公共施設の占拠又は破壊 弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学剤弾頭 | ・ 屋内へ避難 (退避) ・ 事態の推移や被害の状況に応じて他の安全な地域へ避難 |
| | 航空機による攻撃 | |
| 緊 急 | 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・ 危険物質、可燃性ガス貯蓄等施設の爆破 | ・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難又は県内避難) |
| | 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破 | ・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難) |
| 対 処 事 態 | 多数の者を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入させた爆弾 (ダミーボム) 等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入 | ・ 危険地域からの避難 (退避) (風向や二次感染の防止等を考慮) |
| | 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来 | ・ 危険地域からの避難 (退避) (市内避難) |

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の基準等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関し、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設

市は、県からの通知内容等を踏まえ開設場所を決定し、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、県職員及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。

避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

(イ) 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好な状態とするよう努める。

市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住家を失った被災者で、自らの資力では住家の確保ができない者に対し、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設及び災害による被害住家の応急修理を実施する。

応急仮設住宅及び応急修理に必要な建築資材の調達は、市長が県に要請するほか、建築業者及び建築材料業者に協力を要請して、速やかに行う。

イ 応急仮設住宅等への入居募集

市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要配慮者の入居に十分配慮する。

ウ 市営住宅等への一時入居

市は、市営住宅の空き住宅を積極的に活用するよう努めるものとする。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

ア 応急給水

(ア) 市は、飲料水兼用貯水槽、県企業庁水道営業所の災害用指定配水池等に確保された飲料水を供給する。

(イ) 飲料水が不足する場合は、県内広域水道企業団に対して応急給水を要請する。

(ウ) 応急給水は、給水用タンク・キャンパス水槽等を積載した車両により給水する。

この場合、必要に応じて、(社)神奈川県トラック協会相模支部に要請するとともに、さらに不足する場合は他の地方公共団体及び自衛隊等に応援を要請する。

イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

市及び県は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動

(ア) 市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要数量の見積を行う。

(イ) 市は、備蓄食料、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

(4) 生活必需品の給与等

ア 市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要数量の見積を行う。

イ 市は、県が、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に集積した、生活必需品を受け取る。

ウ 市は、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

(5) 医療の提供及び助産

ア 医療救護活動の実施

市は、応急的医療救護活動を行うため、(社)海老名市医師会、(社)海老名市歯科医師会及び海老名市薬剤師会の協力を得て、医療救護体制を確保するとともに、広域的な医療救護活動体制を確保する。

イ 医療救護班の編成

市は、(社)海老名市医師会、(社)海老名市歯科医師会及び海老名市薬剤師会に協力を要請し、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救急措置等を行うために救護班を確保する。

ウ 後方医療施設等への搬送

消防機関は、重傷者等を、後方医療機関(救急指定病院)へ搬送する。

(6) 被災者の捜索及び救出

市及び消防機関は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 埋葬及び火葬

市は、武力攻撃災害の際死亡したものについて、遺族がいない場合、又はその遺族が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合に、応急的な措置として埋火葬を行う。

市は、火葬の終了した遺骨及び遺品を、遺族に引き渡す。ただし、遺族等の引き取り者がいない場合は、焼骨を仮収蔵する。

(8) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機その他必要な通信設備を確保する。

(9) 学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(10) 遺体の捜索及び処理

ア 遺体の捜索

市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定されるものを捜索するとともに、捜索によらずに遺体が発見されたときに、遺体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

(ア) 市は、海老名運動公園体育館に遺体安置所を開設し、捜索により収容された遺体を搬送する。

(イ) 市は、遺体安置所に収容した遺体について、医師による検案終了後に、必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(ウ) 市は、所轄警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(エ) 市は、身元引受人が判明したときは、遺体の引渡しを行う。

(オ) 市は、身元が確認できず所轄警察署から引き渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理するものとする。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態であり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次に掲げる措置を講ずることができる。ただし、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講ずることができることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

ア 市長は、救援を行うために必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特

定物資」という。)について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

イ 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

ウ 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資(以下「土地等」という。)を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

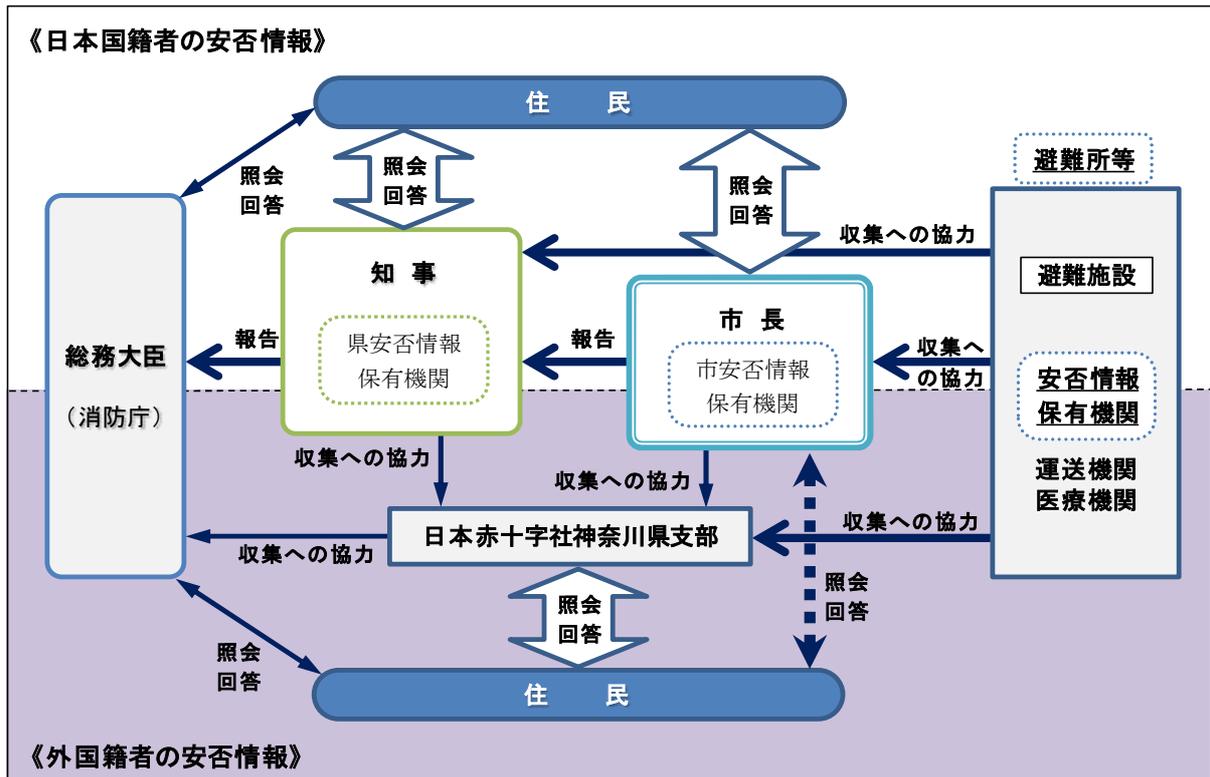
(3) 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

第6章 安否情報の収集及び提供

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

【安否情報の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市長は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリの番号、電子メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会に係る者を特定するために必要な事項の聴取などを行った上で、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の

相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 市は、安否情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に留意し、データの管理を徹底する。

イ 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人情報の保護に配慮する。

第7章 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

ア 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

イ 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

ウ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処に当たる職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

イ 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれ措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 退避の指示

ア 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

イ 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のような場合に、屋内への退避を指示する。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

ウ 退避の指示に伴う措置等

(ア) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

(イ) 市は、退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、(ア)と同様に、住民、放送事業者、知事に伝達等を行う。

(ウ) 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

エ 安全の確保等

(ア) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等

と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- (イ) 市職員及び消防職員又は消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (ウ) 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 警戒区域の設定に伴う措置等

- (ア) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (イ) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報及び周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (ウ) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- (エ) 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

ア 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

イ 応急公用負担

(ア) 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

a 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

b 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置

(イ) 市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

(ウ) 市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

(4) 消防に関する措置等

ア 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

エ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、ウによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

オ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

カ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

キ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ク 安全の確保

(ア) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(イ) 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

(ウ) 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

(エ) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(オ) 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員又は消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

ア 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

<対象>

- ①市の区域に設置される消防法（昭和23年法第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

<措置>

- ①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

イ 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、前記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、地域防災計画の特殊災害対策計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 武力攻撃原子力災害への対処

本市には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定する原子力事業所は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、地域防災計画の特殊災害対策計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) NBC攻撃による災害への対処

ア 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合において、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備及び資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

イ 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

ウ 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

エ 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(ア) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

オ 汚染拡大の防止措置

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| | 対象物件等 | 措置 |
|----|-----------------|--------------------------------------------|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ①移動の制限 ②移動の禁止 ③廃棄 |
| 2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ①使用の制限又は禁止 ②給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 遺体 | ①移動の制限 ②移動の禁止 |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ①廃棄 |

| | | |
|----|----|---------------------------|
| 5号 | 建物 | ①立入りの制限 ②立入りの禁止 ③封鎖 |
| 6号 | 場所 | ①交通の制限 ②交通の遮断 |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当該措置を講ずる旨 |
| 2 | 当該措置を講ずる理由 |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期 |
| 5 | 当該措置の内容 |

カ 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

なお、市は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、飲料水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して応急給水の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、

速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

道路等の管理者としての市は、住民の日常生活に直結する施設として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(身分証明書)

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  (オレンジ色地に青の正三角形) | 表面 | 裏面 |
| |  <p>海老名市長 Mayor of Ebina City</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p> |  <p>身長/Height _____ 髪の色/Hair _____ 瞳の色/Eyes _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印章/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____</p> |

2 特殊標章等の交付及び管理

市長又は消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市職員（消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

(1) 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

市は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、武力攻撃災害の復旧を、県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を実施するものとする。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定めるものとする。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することから、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用に係る行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

ア 住民の避難誘導への協力

イ 救援への協力

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

エ 保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。